

## 「海士」長明

### ―後鳥羽院歌壇と氏族意識―

岡田美也子

はじめに

鴨長明は、正治二年（一二〇〇）秋の『院当座歌合』や『後度百首』をとおして後鳥羽院に認められ、和歌所寄人としての人生を歩み始めたが、わずか四年で歌壇を出奔、そのまま出家し、隠遁生活に入った。この間の、歌壇における長明の立場やそれに対する自己認識のありようは、歌会や歌合などの行事、あるいは周辺の人々が残した記録によつて、うかがい知ることができる。なかでも『源家長日記』は、長明の後鳥羽院歌壇出奔と出家に至る経緯を語る資料であり、その原因や動機を探る手がかりとしてしばしばとりあげられてきた。

一方、同書には、長明の歌人としての『遅い出発』、すなわち和歌所初出仕の場面も描かれている。しかし、長明がその夜詠んだ歌の背景や主旨に関する吟味は、充分とはいえないようである。例えば、長明の生涯をつぶさにたどる三木紀人氏『鴨長明』においても「我が主君（後鳥羽院）の千代にわたるご寿命にあやかるうとして、この日本に、いやしい漁夫の釣舟が通うことになったのでしょつかと、自分の御所勤務の開始を歌ったものである」と和歌の意味に触れるに止まっている。

和歌所出仕は、長明にとつて思うに任せないことばかりの鬱屈した人

生の中で、ようやく迎えた晴れの舞台であった。しかもそれは、後鳥羽院の一つの王権の表象であり、歌人たちは己の命運をかけてその場に臨んでいたはずである。後述のごとく、長明はこの時、自らを「秋津洲」に通う「海士」と位置付けたのであるが、果たしてそこにはどのような意図があったのだろうか。この二語をキーワードとして考察してみたい。

なお、周知のとおり『家長日記』には、次のような注釈書および校本がある。

○石田吉貞・佐津川修二著『源家長日記全註解』有精堂 一九六八年

〈底本〉宮内庁書陵部蔵本『源家長記』

○源家長日記研究会編『源家長日記 校本・研究・総索引』風間書房

一九八五年

〈底本〉同前

○藤田一尊・芝波田好弘・渡辺静子・青木経雄『源家長日記・飛鳥井

雅有卿記事・春のみやまち（中世日記紀行文学全評釈集成）』所収

誠誠出版 二〇〇四年

〈底本〉冷泉家蔵『源家長記』（冷泉家時雨亭蔵叢書第四十三巻。朝

日新聞社刊による）

本論文中でこれらを参照する場合は、それぞれ『全註解』『校本』『全評釈』といった略称を用いることとする。また、本文の引用は、現存最古の写本である冷泉家蔵本を底本とする『全評釈』により、必要に応じて影印を確認する。

一 「あきつす」「あきつしま」

建仁元年（一一〇一）、院御所である二条殿の広御所を改造して和歌所が設置された。当初十名の歌人が和歌所の寄人として召され、衆議によつて家長が事務長に選任された。そして、後に藤原隆信、地下の長明と藤原秀能が加えられた。<sup>2)</sup>

開闔になりて初めて参りし日、奏し侍りし歌、

藻塩草かくとも尽きじ君が代の数に詠み置く和歌の浦波

束帯を正しくして、この歌を和歌所に参りて書きて御前に参る。

奏する儀、常のごとし。初めはこの人数なり。のちに隆信朝臣、地下に鴨長明、藤原秀能召し具せらる。又、召さるべき人々、両三人侍るよし申す人々侍れば、摂政殿、三位入道、問はれ侍りき。皆召さるべきよし申させ給ひしかども、などやらむ、沙汰も無かりき。

隆信の朝臣、初めて参りし夜、奏し侍りし歌、

嬉しくも和歌の浦風雨かにて千代経ん田鶴の数に入りぬる

鴨長明、参りし夜の歌、

我が君の千代を経むとや秋津洲に通ひ初めけむ海士の釣り舟<sup>3)</sup>

藤原秀能、参りし夜の歌、

積もりゆく限りも知らぬ君が代に万代かけて和歌の浦波

(二〇) 和歌所の設置

『家長日記』所載の四人の和歌を比較すると、後鳥羽院歌壇を意味する語として、長明以外の三名が「和歌浦」を詠み込んでいるのに対し、

長明詠には表向き和歌に関する語はみえず、代わりに「秋津洲」が使われており、何らかの意図を感じさせる。

ところで、この第三句は、前掲の注釈書いずれにおいても「秋津洲」と漢字で表記されているが、読みが異なっているものがある。『全註解』の場合は底本<sup>4)</sup>の漢字表記を「あきつしま」と読み、『全評釈』の場合は底本の仮名表記「あきつす」に漢字をあてた上で改めて「あきづす」とかなを振っている。『校本』によれば、他の諸本は全て「秋つす」「秋津す」「あきつす」となっており、これらを根拠に『全評釈』は「あきつす」を採用したのであろう。

ただし、「あきつす」と読むことが確実な和歌用例は少数であり、中でも長明詠に先立つ可能性があるのは、『檜葉集』入集の宋延の歌と『和漢朗詠集』所引『古今集』真名序の一節の二例のみである。

皇嘉門院中宮と申しける時、山階寺より御いのりの御巻数を、

しろかねのつるにくはせて奉りけるにそへ侍りける

宋延法師

あきつすのなかすにむれてゐるたづのとはさながら君がまにまに

〔檜葉集〕神祇 五二三

皇嘉門院聖子が中宮であった大治五年（一一三〇）から永治元年

（一一四一）の間に詠まれたものである。皇嘉門院は、兼実の姉として九条家の庇護者となった。九条家と長明のつながりは明らかでないが、兼実と長明は共に中原有安を琵琶の師としており、長明が宋延の和歌を知りえる環境はあったといえる。また、『檜葉集』は長明没後の嘉禎三

年(一二三七)成立であるが、編者の素俊(俗名橘家季)も、琵琶に堪能であり、九条家との関係も指摘されている。<sup>6)</sup>

もう一つ、『古今集』真名序の一節について、『和漢朗詠集』の『永済注』や内閣文庫本『和漢朗詠集私注』<sup>7)</sup>では「あきつす」の読みをあてている。

仁流秋津洲之外 惠茂筑波山之陰

淵変作瀬之声 寂寂閉口

沙長為巖之頌 洋洋滿耳

〔和漢朗詠集〕卷下・帝王 六五八

『永済注』は鎌倉初期ごろの成立、『和漢朗詠集私注』は応保元年(一一六一)年成立とされているから、読みの書き入れが成立当初のものといえるのであれば、長明とちよど同じ時期の例ということになる。

『家長日記』長明詠、『檜葉集』宋延詠、『和漢朗詠集』所引『古今集』真名序の一節、「あきつす」の三つの用例は、音曲に関係するという点で共通しており、何らかの関係も否定できないが、読みに関しては諸本の成立年次の問題もあり、ここでは深入りしないでおく。

また、後述するように、長明は和歌所初出仕に先立つ『正治後度百首』で「あきつしま」を詠んでいることから、「我が君の……」の意図を考察するにあたり、「あきつす」に限定せずに「あきつしま」の例も併せて考察していくこととする。なお、本文中の表記は「秋津洲」で統一する。

## 二 院政期の「秋津洲」

さて、周知のごとく「秋津洲」の語源は、『日本書紀』に語られている。甲寅の歳、日向国の高千穂宮で磐余彦(後の神武)は、兄弟や皇子を集めて「天孫降臨以来、一百七十九万二千四百七十余年が経ったが、未だに全土を王化しておらず、遠方の地では争い事がある。塩土老翁によれば、東に美しい土地があり、その地に天磐船に乗って天下った者がいるという。思うに、その地は天下を治めるにふさわしい国の中心の地であり、天から下ったのは饒速日であろう。よって、ここに行き都を作る」と宣言した。高千穂を出発し、瀬戸内海沿いに難波碇へと進軍、さらに河内国草香邑から生駒山を目指す。土着の長髓彦が現れて苦戦する。磐余彦は「太陽の昇る東に向って敵を討つのは天の道に反す」として、熊野へ迂回し、そこから北上することとした。険しい路に進みあぐねるが、天照大神によって遣わされた巨大な鳥の誘導により大和国菟田に到達する。八十梟帥退治の後、再び長髓彦が自らの仕える饒速日の正統性を主張し、行く手を阻むが、饒速日が長髓彦を殺し、磐余彦に帰順して忠誠を誓うことにより闘いが終わる。その後、大和国の土着の豪族を討伐し、己未の歳の三月、畝傍山の東南の橿原の地を都と定め、辛酉の歳正月、橿原宮で踐祚した。その三十一年後、巡幸の途上に、神武天皇が腋上(現在の奈良県御所市)の曠間丘に登り、周辺の地形をみて、蜻蛉が交尾をして輪になった形に似ているといったことから、大和国を「秋津洲」と名付けたとある。

因登「腋上曠間丘」、而廻「望國狀」曰、妍哉乎國之獲矣。「妍哉、此

云「軼奈珥夜。」雖「内木綿之眞進國、猶如「蜻蛉之臂帖」焉。由是始有「秋津洲之號」也。

〔『日本書紀』卷三 神武天皇三十一年四月〕

このように元は大和地方を指す語であった「秋津洲」が、転じて日本を表す語として用いられるようになったのである。前掲のごとく、和歌の世界では『古今集』真名序において、帝の善政が日本全土に行き渡り、その威徳によって和歌が隆盛するということとを述べるのに用いられたこととの意義は大きい。それを受け継ぎ、勅撰集では『千載集』仮名序、『新古今集』仮名序と真名序にも「秋津洲」の語が使われたのであるが、ここでは「はこや（藐姑射）の山」と共に用いられ、上皇の威光や恩恵の及ぶところを指していることに注意しておきたい。

わがきみよをしろしめして、たもちはじめたまふとなづけしとしよ  
り、もしきのふるきあとをばむらさきの庭たまのうてなちとせひ  
さしかるべきみざりとみがきおきたまひ、はこやの山のしづかなる  
すみかをば、あをきたにきくの水よろづ代すむべきさかひとしめさ  
だめたまふ、かれこれおしあはせてみそぢあまりみかへりのはるあ  
きになんなりにける、あまねきおほんうつくしみあきつしまのほか  
までおよび、ひろきおほんめぐみはるのそののはなよりもかうば  
し、……

〔『千載集』序〕

今上陛下之嚴親也、雖無隙帝道之諮詢、日域朝廷云本主也、争不賞

我国之習俗、方今荃宰合体、華夷詠仁、風化之樂万春、春日野之草  
悉靡、月宴之契千秋、秋津洲之塵惟靜、誠膺無為有載之時、可願染  
毫操箋之志、故撰斯一集、永欲伝百王、……

〔『新古今集』真名序〕

そもそも、むかしはいつたびゆづりしあとをたづねて、あまつひつ  
ぎのくらゐにそなはり、いまはやすみしる名をのがれて、はこやの  
山にすみかをしめたりといへども、すべらぎはおこたるみちをまも  
り、ほしのくらゐはまつりごとをたすけしちぎりをわすれずして、  
あめのしたしげきことわざ、くものうへのいにしへにもかはらざり  
ければ、よろづのたみ、かすがののくさのなびかぬかたなく、よも  
のうみあきつしまの月しづかにすみて、わかのうらのあとをたづ  
ね、しきしまの道をもてあそびつつ、この集をえらびてながきよに  
つたへむとなり、

〔『新古今集』仮名序〕

一方、歌語としての「秋津洲」は、『万葉集』所収歌など古代に見ら  
れる他は、平安末期に散見するのみである。このうち、俊成および定家  
については、久保田淳氏に論がある。氏は、この語が平安時代にはさほ  
ど用例が多くないにも関わらず、俊成（当時は顕広）が十九、二十歳と  
いう比較的若い時期にこの語を用いていることに注目された。そして、  
俊成がこの語を仲正や俊頼といった「近い時代の先輩の作を通して知っ  
た」可能性を示唆しつつ、この語の使用をめぐる当時の歌壇の動向につ  
いて次のように指摘されている。

「秋津島」という『万葉集』の歌語は、平安後期に至って復活する。その背景には、この時期における古代日本への関心の高まりが存するのであろう。

……中略……

「秋津島」という歌語はこの国の古代への連想を呼ぶ一方で、世界における日本、外国に対するわが国という国家意識をも明確にさせたのであった。

〔秋津島〕という歌語<sup>8)</sup>

さらに、俊成の息定家が「少なくとも生涯に四首、この言葉を含む歌を詠んで、後鳥羽天皇、そして後鳥羽院の治世を礼賛した」ことも含めて、この歌語が、「理世撫民の思想・神国思想の色合いを強めて用いられていく」とされている。

長明「我が君の……」においても、「秋津洲」が院御所を指しており、そこに院への礼賛の意が込められていることは明らかであろう。その基盤の形成を今少し考えるために、定家までの用例を改めてたどってみる。

まずこの語を掘り起こしたらしい俊頼の例は、沈倫の身を嘆くものであり、長明の共感を喚起した可能性が考えられるが、「秋津洲」の語そのものに国家意識や神国思想の意識は見えない。

としのつもりにはあやしきことのみかさなりてよるづにひきいらるる身のありさまによそふ

あきつしましほのとどみにうづもれてかくれゆく身をとふ人もなし

〔散木奇歌集〕悲歎部 九八二

続く仲正や俊成の例でも、日本と唐との対比の中に国家意識がうかがえるものの、全体としては叙景歌の類として詠まれている。

あきつしまこぎはなれゆくからふね。はいくへかはるのかすみへだつる

〔為忠初度百首〕藤原顕広 春 海路霞 一一

神国の意識や統治者への意識が明らかになるのは、この後の例である。

後法性寺入道前関白、右大臣の時の百首に 源仲綱

あきつしま神のをさむるくになれば君しづかにて民もやすけし

〔万代集〕巻二〇 賀 三八一四

あきつしまいさこのいはとなびくらしくもかかるまできみはましませ

〔民部卿経房歌合〕祝 十二番 左 前建春門院右衛門佐 二二三

治承二年(一一七八) 兼実家百首の源仲綱の和歌、文治二年(一一八六) 十月二十二日吉田経房主催歌合での前建春門院右衛門佐の和歌、それぞれ高倉天皇、後鳥羽天皇の時代のものであるが、おそらく当時の治天の君である後白河法皇を寿ぐものであろう。

そして、後鳥羽院の代となって、定家の例をはじめとして多くの「秋

津洲」が、久保田氏の指摘されたような意味で用いられるようになった。

あきつ島よものたみのとをさまりていくよろづよも君ぞたもたん

〔『正治初度百首』藤原定家 祝 四〇三〕

後鳥羽院は、建久九年（一一九八）一月十一日に讓位、正治年間に和歌活動を開始した。正治二年には、その画期となった両度百首が催された。初度は、七月頃に詠進下令が始まり、九月頃までに各人の百首が詠進され、十一月二十二日に中島宮で披講された。定家の歌は、後鳥羽院の代を寿ぐ意味が明確に打ち出されている。

このように、歌語「秋津洲」は、後白河院政下で治天の君すなわち上皇・法皇の暗喩として歌人たちに意識されるようになり、さらに、後鳥羽院歌壇形成と共に定着したとみることができる。

また、新たに詠出されたものではないが、『日本紀竟宴和歌』から神武天皇東征伝説を詠んだ三統理平の和歌を含む三首が『新古今集』に入集したことも注意せねばならない。<sup>10</sup>『日本紀竟宴和歌』は、後に聖代とされる醍醐天皇時代に催された。『新古今集』の編纂をはじめとして後鳥羽院の行跡には、延喜天曆の治に倣う態度が見られることがつとに指摘されているが、後鳥羽院歌壇の「秋津洲」には、後鳥羽院を神武一醍醐の系譜に位置付けようとする意識があるといえる。

### 三 長明 『正治後度百首』の「秋津洲」

さて、長明が最初に「秋津洲」を詠んだのは、和歌所初出仕に先立つ

『正治後度百首』のことであった。同百首の時期は明らかにないが、後鳥羽院、範光、慈円以外は『初度百首』と重複しないこと、正治二年十月一日『院当座歌合』詠進歌人との重複が多いことから、同年十月頃の下命かと考えられている。この『後度百首』は、「禁中・遊宴・公事等の題に、有職故実や六百番歌合にも通ずる年中行事への関心、乃至は復興への意欲のごときものが感じられる」（『新編国歌大観解題』）とされ、この時期の院の意識のありようと和歌の位置づけを示している。

長明は、九月三十日『院当座歌合』で初めて後鳥羽院歌壇に伺候し、引き続き十月一日の当座にも出詠している。すなわち、これらの歌合を通じて才能を見いだされ、『後度百首』の詠進メンバーに選ばれたのである。自らの歌人としての再起をかけて詠んだ『後度百首』の和歌を、和歌所寄人拜命時に想起しなかつたはずはない。

四方の海のなみをしづめて跡たるる神やさながらあきつ島守

〔『正治後度百首』鴨長明 神祇 六五〇〕

第五句「あきつ島守」は、後世の正徹『草根集』の一首を除いて他に例がないが、類例としては左の歌をあげることができる。

石清水社の歌合に、寄神述懐といふ心を 法印静賢

さざ浪の声もあらずなよもの海にあきつ島もる神ならば神

〔『玄玉集』卷一・神祇 二八〕

石清水八幡は、都の裏鬼門にあり、建立以来、王城守護の神として朝

廷より篤い信仰を受けており、この「あきつ島もる神」は、石清水八幡

が国家鎮護の社であることを意味している。一方、賀茂社も皇室と密接な繋がりを持っていた。両社はいわば一対の存在であった。また、静賢

と長明は、建久二年（一一九一）三月三日の『若宮社歌合』<sup>11</sup>で共に詠するなど接点があり、『玄玉集』の成立が建久二から三年と考えられることから、この静賢の作も長明にとつて先例となった可能性があろう。

しかしながら、長明の詠んだ神は、賀茂の神ではなく、神武天皇のイメージがあると考えたい<sup>12</sup>。長明の『正治後度百首』六五〇番歌の「四方の海の名をしづめて跡たるる」には、神武が各地を平定したのちに橿原宮で即位したことがイメージされているのではなからうか。

だとすると、ここで注意を払わねばならないのは、賀茂氏が神武天皇と非常に深い縁を持っていることであろう。

既而皇師、欲<sup>レ</sup>趣<sup>二</sup>中洲<sup>一</sup>。而山中嶮絶。無<sup>レ</sup>復可<sup>レ</sup>行之路<sup>一</sup>。乃棲違

不<sup>レ</sup>知<sup>三</sup>其所<sup>二</sup>跋涉<sup>一</sup>。時夜夢、天照大神訓<sup>二</sup>于天皇<sup>一</sup>曰、朕今遣<sup>二</sup>頭八咫鳥<sup>一</sup>。宜以為<sup>二</sup>郷導<sup>一</sup>者。果有<sup>二</sup>頭八咫鳥<sup>一</sup>。自<sup>レ</sup>空翔降。天皇曰、

此鳥之来、自叶<sup>二</sup>祥夢<sup>一</sup>。大哉、赫矣。我皇祖天照大神、欲<sup>三</sup>以助<sup>二</sup>成基業<sup>一</sup>乎。是時、大伴氏之遠祖日臣命、帥<sup>二</sup>大来目<sup>一</sup>、督<sup>二</sup>将元戎<sup>一</sup>、

蹈<sup>レ</sup>山啓行。乃尋<sup>二</sup>鳥所向<sup>一</sup>、仰視而追之。遂達<sup>二</sup>于菟田下泉<sup>一</sup>。  
 （『日本書紀』卷第三・神武天皇即位前紀 戊午年六月丁巳）

山城国 神別 天神 鴨県主 県主 賀茂県主 同祖 神日本磐余彦天皇  
 「謚神武。」欲向中洲之時。山中嶮絶。跋涉失路。於是。神魂命孫鴨  
 建津之身命。化如大鳥翔飛奉導。遂達中洲。天皇嘉其有功。特厚褒

賞。天八咫鳥之号。從此始也

（『新撰姓氏録』より関係箇所のみ抜粋）

『日本書紀』卷三、『釈日本紀』卷九所収「山城国風土記」逸文、『新撰姓氏録』等によれば、賀茂氏の祖賀茂建角命は、神武天皇の東征の際、天照大神によって、紀州熊野から大和へ至る道の険しさに進みあぐねていた神武天皇の元に遣わされ、宇陀へと先導した。この恩賞として天皇から八咫鳥の称号を頂いたという。

また、「山城国風土記」逸文によれば賀茂建角命の娘建玉依比売命は、石川瀬見小川で川上から流れてきた丹塗矢、すなわち火雷神によって賀茂別雷命を懐妊、出産した。この賀茂の玉依姫と、神武の母である玉依姫<sup>13</sup>は、出自が異なり、別々の存在とされているが、長明の中ではこれも神武と賀茂氏、すなわち院と自身の縁として意識されていたのではないだろうか。

神武天皇の再来である後鳥羽院と長明自身の関係性は、『正治後度百首』六五〇番歌において他の歌人たちとは違った深いものとして意識されていると考えられるのである。そしてそのことは、当然、和歌所初出仕の和歌にも言えるであろう。

なお、『後度百首』では、賀茂季保も、長明と同様、神祇の題で「秋津洲」を詠んでおり、「四方の海」の「浪」の穏やかな様子を描いて世の安寧を表わす点でも共通している。

てらす日はあきつ島根の空はれてよつの海にも浪ぞのどけき

（同 賀茂季保 神祇 七九五）

季保の父重保は、先掲『民部卿歌合』で前建春門院右衛門佐と歌を合せられている。長明は、重保が勧進した賀茂社奉納の百首家集、すなわち『寿永百首』に詠進するなどしており、重保を媒介として、「秋津洲」という歌語に関心を抱いた可能性もあろう。

このように、後鳥羽院歌壇以前の流れも振り返ると、長明が「秋津洲」を詠むに至った背景として、九条家および賀茂氏周辺の歌人たち、そして、定家の『初度百首』の一首が考えられる。

#### 四 「海士の釣り舟」

さて、長明は「我が君の……」において自身を「海士の釣り舟」に擬えた。この語に対しては、『全註解』、『全評釈』、三木氏前掲書のいずれもが「卑しい」という形容詞を補って現代語訳している。彼が後鳥羽院歌壇で地下として扱われたことなどをふまえているのである。確かに、新古今歌壇での彼の扱いは、『明月記』正治元年九月三十日条や和歌所初出仕の記事にもうかがえるように、一段低い座を与えるなど、身分差を画然としたものであった。

次の篋の歌など、用例でも流浪感を表出する場合も多く見られる。

おきのくにながされける時に舟にのりていでたつとて、京な  
 る人のもとにつかはしける 小野たかむらの朝臣

わたのはらやしまかけてこぎいでぬと人にはつげよあまのつり舟

〔古今集〕九・羈旅 四〇七

賀茂御祖社の禰宜職を従兄弟の祐兼に奪われ、賀茂重保や俊恵、有安といった理解者もこの世を去り、抛り所なくなつた自身を、「海士の釣り舟」に譬えつつ、その自分がようやく通うべき陸地、すなわち後鳥羽院歌壇という居場所を得た喜びを詠んだ、まずはそういう解釈ができる。一方で、長明が後鳥羽院に対して自らを「海士」と位置付けた背景には、「海人と天皇」<sup>14</sup>というモチーフをみるべきである。

『正治後度百首』六五〇番歌で後鳥羽院の御代を表していた「四方の海」という語を目印に同様の例をあげてみる。

#### 二百二番 左 前権僧正

四方のうみのをさまれる世のしるしかななぎたるあさの海士の釣り舟

〔老若五十首歌合〕建仁元年二月十六、十八日

四〇三／『拾玉集』五七七四

四方の海の浪につりする海士人もをさまれる代の風はうれしや

〔後鳥羽院御集〕建仁元年三月内宮御百首 祝 二七五

長明詠より後の例になるが、建仁二年に結講された『千五百番歌合』にも左のような例が見られる。

よつのうみのなみしづかなる君が代にあまのいのちもうれしかるらん

〔祝〕小侍従 二二七六

よものうらやふくなみかぜもしづかにてけぶりまよはぬあまのものし

ほび

(祝 俊成卿女 二二七九)

静かに風いだ海に舟を出し、心安らかに釣にいそむ海人は、天下太平の世を謳歌する者として表現されている。すなわち、為政者とその善政を享受する民という関係性が、「海人と天皇」のモチーフの下に存在しているといえる。

そして、院政期においてこれらの海は、海に囲まれているという、日本実際の地理的特徴を指すものではなく、まさに院のいます場所のイメージとしてとらえられていたことを把握せねばならない。前述のとおり、院の御所を示す「はこや(藐姑射)の山」は、『莊子』逍遙遊編の一節に基づき、退位した院を、俗世を離れた神人に譬える語である。この「藐姑射」について、『山海経』海内北経や『列子』黄帝では、「在海河洲中」と明記している。すなわち、長明が通う院御所も海に囲まれた神仙境とイメージされていたのである<sup>14)</sup>。

本朝でこの語を院御所あるいは上皇・法皇を意味する歌語として用いるようになったのは、勅撰集では『千載集』、私家集では『長秋詠藻』あたりからである。先の「秋津洲」が院の統治する場として用いられるようになった時期と一致しており、院政という時代において形成されていった意味内容といえよう。

さらに、「海人と天皇」のモチーフを語るものとして、神武東征伝説における海人の存在に注目しておきたい。

其年冬十月丁巳朔辛酉、天皇親帥諸皇子舟師東征。至速吸之

門<sup>一</sup>。時有<sup>二</sup>漁人<sup>一</sup>、乘<sup>レ</sup>艇而至。天皇招之、因問曰、汝誰也。對曰、臣是國神。名曰<sup>三</sup>珍彦<sup>一</sup>。釣<sup>二</sup>魚於曲浦<sup>一</sup>。聞<sup>三</sup>天神子來<sup>一</sup>、故即奉<sup>レ</sup>迎。又問之曰、汝能爲<sup>レ</sup>我導耶。對曰、導之矣。天皇勅授<sup>三</sup>漁人椎橋末<sup>一</sup>、令<sup>レ</sup>執而牽<sup>二</sup>納於皇舟<sup>一</sup>、以爲<sup>三</sup>海導者<sup>一</sup>。乃特賜<sup>レ</sup>名、爲<sup>三</sup>椎根津彦<sup>一</sup>。「<sup>レ</sup>權、此云<sup>三</sup>辭叱<sup>一</sup>。」此即倭直部始祖也。

(『日本書紀』卷三 神武天皇 即位前紀甲寅年)

神武天皇が東征に出発して最初に速吸之門に至った際、一人の漁人に遭遇する。珍彦と称する漁人は、釣をしていたところ天孫が来られると聞き、すぐに迎えに参ったという。神武はその漁人に海路の先導役を命じて椎根津彦と名を与えたという。この伝説は逆に、海人が王に助力し、成功へと導くという性質のものである。

さらに、後鳥羽院が和歌活動を開始し、長明が歌人として再出発を果たした正治という年号の典故も、実は海人と深い縁をもっている。

天子、諸侯、太夫、庶人、此四者、自正、治之美也。

(『莊子』雜篇・漁父篇)

この『莊子』漁父篇で、漁夫は孔子に勝る聖人として登場する<sup>15)</sup>。自らの不遇の所以を訊ねる孔子に対し、礼の形式を否定して、人が与えられた立場の自然を保ち、それを超えた作為の弊害を説く。この漁夫の言葉の中に、右に掲げた「正治」の典故がある。

『方丈記』に『莊子』の影響が見られることはつとに指摘されており、長明もこの逸話を知っていたであろう。

『莊子』以外にも漢籍にはしばしば漁夫・海人が登場し、そのイメージについて朴美子氏は次のように述べている。

莊子と屈原に描かれた漁父は単なる漁夫ではないことは明らかである。即ち、歴史書に見られる「逸民」であり、その姿は節操を保ちこの世を超越した人である。……最も重要なのは、漁父は無為自然の真実を実行し愚かな人間の人生を導く教訓的存在であるということである。だから、俗世間の生き方など重要ではないのであろう。

〔中国文学における「漁父」の基礎的考察〕<sup>16</sup>

「我が君の……」を詠んだ時点の長明に、すでに明確な逸民の意識があったかといえ、そうではないだろう。しかし、賤民として自己を演出しながら、和漢の書に描かれた海人のありようを背景にして、他の歌人たちとは異なる次元で後鳥羽院と結びつこうとする意識を抱いていたことは十分に考えられよう。

しかしながらこの四年後、長明はそのような思いを自ら断ち切ってしまった。初出仕とちよと対応する場面、すなわち和歌所との関係断絶の場面で詠まれた和歌が、建長四年（一二五二）成立の『十訓抄』に伝わっている。

そののち、もとのごとく和歌所の寄人にて候ふべき由を、後鳥羽院より仰せられければ、

沈みにきいまさら和歌の浦波に

寄せばや寄らむ海人の捨て舟

と申して、つひに籠り居て、やみにけり。

（下九ノ七）

再度和歌所寄人として復帰するようにとの後鳥羽院の仰せに対して、長明が詠んだものとされている。

この歌は、『十訓抄』のほか約百三十年後に成立した『新後拾遺集』第十六・雑上にのみ見える<sup>17</sup>が、その詞書からして『十訓抄』から採られたものである可能性が高い。

よって、長明自身が詠んだものかどうかの確証はないのであるが、この「海人の捨て舟」が、初出仕の際の歌の「海士の釣り舟」のなれの果てとして詠まれたことに疑問の余地はない。乗り捨てられた舟は、自ら要なきものとなった長明自身の姿でもある。

#### おわりに

以上、長明の和歌所初出仕の歌を「秋津洲」「海士」をキーワードとして取り上げて見てきた。

まず、この初出仕の和歌は、それに先立つ『正治後度百首』、そして、再度の招集に対する拒否と一連のものとして捉えることができる。そして、「秋津洲」「海士」の語には、卑下の意識と初代天皇から重要な役割を果たしてきた賀茂氏の一員としての自負が二重に込められていると考えられる。また、『十訓抄』の説話からは、「海士」、あるいは「海士の釣り舟」が長明の自画像として人々に強く印象付けられていたこともいえるであろう。

近年、長明の和歌に対する精緻な研究を発表されている木下華子氏は、

：確たる後ろ盾も実績も持たず、召し出されてからの日も浅い。そのような不安定な境遇にある長明自身、この応制百首が院歌壇における自らの立場を大きく左右することを十分に把握していたに違いない。このような状況下で詠みだされた百首は、いったいどのような構想を有し、どのような表現世界を作り出しているのだろうか。

〔鴨長明『正治後度百首』の構想〕<sup>18</sup>

という問題意識の下に長明の『正治後度百首』を読み解き、次のような見解を述べられている。

「不遇なる山住み」の作中主体に託した自らの訴嘆が、院の恩寵によって救われる。このストーリーを百首内で実現し、それによって後鳥羽院へのアピールを行うことこそが、本百首における長明の構想であった。

〔同前〕

さらに、その構想が後鳥羽院に「不遇者を救う」像を見ていた家長の介在（助言）によってもたらされたという可能性を指摘されている。

表現の企図するところについては、これらの指摘が和歌所出仕の際の一首にもほぼそのまま当てはまるといえよう。すなわち、自身を「海士」という卑賤の者に位置付けた上で、院の恩寵によって所を得てその長命にあやかろうと嬉々として通う、という構図である。

木下氏は『後度百首』における長明の自画像を「不遇なる山住み」としているが、『正治後度百首』、建仁和歌所初出仕、再度の招集に対する拒否という一連の和歌における長明のアイデンティティは海人に象徴されている。繰り返しになるが、それは、神武東征伝説とそれと関わる氏族意識に根差すものであったといえよう。

〔本文引用〕

『日本書紀』 岩波文庫 岩波書店

『十訓抄』 新日本古典文学全集 小学館

『勅撰作者部類付載作者異議』 八代集全註 山岸徳平編 有精堂出版

一九六〇年

和歌および歌番号は、新編国歌大観CD-ROM版による。

〔注〕

1 講談社学術文庫 一九九五年二月。初出『日本の作家一七 閑居の人 鴨長明』新典社 一九八四年一〇月。

2 詳細は、『明月記』建仁元年七月二十六、二十七日条によっても確認できるが、若干の相違も見られる。『家長日記』における事実関係との齟齬は、同書の記録としての性質の点からとらえ直す必要がある。

3 長明の詠は、隆信や秀能の詠と共に『勅撰作者部類』（元盛編。建武四年〔一二三七〕成立）付載「作者異議」に採録されている。

家長記 和歌所ノ寄人隆信朝臣始テ参スル夜奏侍ル

建 仁 ウレシクモワカノ浦風シツカニテ千代ヘン田鶴ノ数ニ入ヌル

……（中略）……

家長記 鴨長明和歌所ノ寄人ニマイリシヨ 建仁

ワガキミノチヨラツメトヤ秋津洲ニ通ヒツメケン海士ノ釣舟

家長記 藤原秀能 和歌所ニマイリシヨ

ツモリユク限モシラズ君ガ代ニ萬代カケテワカノ浦波

傍線部が冷泉家本との相違である。ただし、長明詠第四句と秀能詠の第二句の異同は、「ヌ」と「ス」、「ソ」と「ツ」、「メ(免)」と「ン(无)」といった仮名の混乱によるものであることが察せられ、新編国歌大観の校訂によって『家長日記』と同句になっている。もう一点、長明の第二句「ツメトヤ」と「経むとや」も、「ツ」と「へ」、「メ(免)」と「ン(无)」の仮名の誤記である可能性が高い。

4 国文学研究資料館マイクロフィルム「図書寮」番号28962/函数15115により確認。

5 『文机談』第四冊巻四後半に名前がみえる。

6 松本麻子氏「素俊法師と橘成希——九条家と連歌・琵琶」『青山語文』二九、一九九九年三月。

7 専大本と伝宇多本は「シマ」と二つの訓を併記している。

8 『久保田淳著作撰集 第三巻 中世の文化』Ⅱ 和歌と歌謡 岩波書店、二〇〇四年六月所収。初出『日本歴史』六二〇、二〇〇〇年一月。

9 『後葉集』巻九・旅では「うら舟」。

10 ただし、『新古今集』一八六五―一八六七では、理平と大江千古の題が入れ替わっている。

延喜六年、日本紀竟宴に、神日本磐余彦天皇 大江千古

しら浪に玉よりひめのこしことはなぎさやつひのとまりなりけん

猿田彦

紀淑望

ひさかたのあめのやへぐもふりわけてくだりし君をわれぞむかへし

玉依姫

三統理平

とびかける天のいはふね尋ねてぞあきつしまには宮はじめける

玉依姫をめぐる連想によるものか、一八六八番歌には、賀茂社の和歌が配置されている。

賀茂社の午日うたひ侍りける歌

やまとかもうみにあらしのにしふかばいづれの浦にみふねつながらん

11 新編国歌大観の解題などでは石清水八幡の若宮としているが、久保田氏が六条若宮の誤りであることを指摘されている(「源頼朝と和歌」『藤原定家と

その時代』岩波書店、一九九四年一月。初出『文学』一九八八年一月)。

12 長明の『正治後度百首』神祇歌五首のうち二首は、明らかに賀茂社の神を詠んだものである。六五―一番「色かへぬ君にあふひのもろかつら神にぞかくる千代の行末」、六五四番「さりとともにごりなき世を頼むかながれ絶えせぬみたらしの水」

13 海神の娘。姉豊玉姫が彦火火出見尊との間に産んだ彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊を姉に代わって養育した後、その妻となつて、神日本磐余彦尊、すなわち後の神武天皇ほか、四柱の神を産んだ。

14 視点は異なるが、古代王権と海人との関係性については、梅原猛氏『海人と天皇―日本とは何か』上・下 朝日新聞社 一九九一年二月など興味深い論がある。

15 寛治八年(一〇九四)以降堀河天皇の時代に成立した史書『扶桑略記』に用いられた日本の別称「扶桑」は、『山海経』や『淮南子』などの古代中国神話に見られる、東方の日出する処の国の意で、やはり海のかなたの国というイメージである。『山海経』には、太陽に乗る鳥の記述が見えるが、これは八咫鳥に通じるものがある。

16 『今昔物語集』一〇巻一〇話や『宇治拾遺物語』第九〇話に、『莊子』漁夫篇を出典とする説話が見られる。平安末期から中世前期における『莊子』、ことに漁夫篇の享受については、別の機会に論じたい。

17 『文学部論叢』九八(文学科篇)、二〇〇八年三月。

18 『新後拾遺集』は、第二〇番目の勅撰和歌集。二条為重撰。至徳元年(一三三四)一二月に全巻完成。同歌は一三二六番。第四句が「よらばやよせん」。

19 『文学』六一四 二〇〇五年七・八月

(おかだ みやこ・本学国際人文学部国際文化学科准教授)